平成２１年（フ）第１０３号
三重県三重郡菰野町大字千草3836番地８
債務者　森尾　良一
1　決定年月日時　平成21年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第１５９号
三重県四日市市采女町215番地２　レオパレスＵＮＥＭＥⅡ109号
債務者　河野　喜彦
1　決定年月日時　平成21年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第１７２号
三重県桑名郡木曽岬町大字三崎627番地３
債務者　佐々木澄子
1　決定年月日時　平成21年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第１７５号
三重県四日市市あかつき台３丁目１番地198
債務者　今村　信子
1　決定年月日時　平成21年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第１７６号
三重県四日市市西松本町２番８―101号、前住所三重県四日市市貝家町495番地７
債務者　松本美保子
1　決定年月日時　平成21年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第１７７号
三重県三重郡川越町当新田770リバーサイドコーポＯＡＳＩＳ103号、住民票上の住所三重県三重郡川越町大字豊田307番地１
債務者　中野　由香
1　決定年月日時　平成21年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第１７８号
三重県四日市市三滝台３丁目６番地12
債務者　谷口　弘子
1　決定年月日時　平成21年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第３２号
三重県尾鷲市大字南浦3746番地40、前住所三重県尾鷲市小川東町18番15号
債務者　山本ふじよ
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２１年（フ）第４０４号
兵庫県西宮市神祇官町１番19　マンション翠明201、住民票上の住所兵庫県三木市志染町東自由が丘１丁目156番地
債務者　宇土　直司
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第５４７号
兵庫県芦屋市大東町15番３号、前住所大阪市浪速区日本橋東３丁目７番20―501号
債務者　中嶋　展子（旧姓小松）
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２０年（フ）第７６号
兵庫県たつの市新宮町井野原582番地
債務者　芝崎すづ代
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２１年（フ）第１７８号
鳥取県鳥取市北園１丁目51番地
債務者　松下　恵美
1　決定年月日時　平成21年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１９４号
鳥取県鳥取市河原町山手197番地
債務者　山根　利明
1　決定年月日時　平成21年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１０２号
鳥取県米子市淀江町西原1310番地６
債務者　山石　祐司
1　決定年月日時　平成21年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第７号
徳島県海部郡海陽町大里字古畑95番地１
債務者　伊勢田忠靖
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２１年（フ）第３６号
徳島県美馬市脇町拝原1940番地１　田辺ハイツ301、旧住所徳島県板野郡藍住町住吉字藤ノ木97番地８
債務者　長島　佳子（旧姓植田）
1　決定年月日時　平成21年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２１年（フ）第３１６号
北九州市小倉北区宇佐町２丁目３番３―305号
債務者　小室　和美
1　決定年月日時　平成21年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部